

広島県告示第二百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年四月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

加茂油木線

三 道路の区域

区		間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
福山市山野町大字山野字上市二〇二番一地从ら	福山市山野町大字山野字小迫八八五番二地先まで	新	五・九〇〇〇〇	旧	五・〇〇〇〇〇	四四・五〇	拡幅 県道坂瀬川芳 井線と重複
		旧	五・〇〇〇〇〇				

一 道路の種類

県道

二 路線名

坂瀬川芳井線

三 道路の区域

区		間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
福山市山野町大字山野字小迫七四一番一地从ら	福山市山野町大字山野字上市二〇三番一地先まで	新	五・九〇〇〇〇	旧	五・〇〇〇〇〇	四四・五〇	拡幅 県道加茂油木 線と重複
		旧	五・〇〇〇〇〇				